

## 信用保証の対象業種・法人形態について（5/15以降一部取扱変更）

### 1. 農林漁業、金融・保険業

農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）については、中小企業信用保険法施行令第1条第1項において、信用保険の枠組み上、中小企業者に該当しないものとしており、信用保証の対象とはならない。

### 2. その他の信用保証対象外業種（取扱い変更前）

#### ①. 「遊興飲食店」（バー、キャバレー等）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第3条第1項に基づき許可を受けなければならない飲食業（※1）に該当する営業については、原則として、保証の対象外。

（※1）風営法第2条第1項第1号：キャバレー等、同項第2号：低照度飲食店（喫茶店、バー等）、同項第3号：区画席飲食店（喫茶店、バー等）

上記の例外として、風営法第3条第1項に基づき許可を受けなければならない飲食業に該当するものであっても、営業形態が、主として食事の提供を行うものである場合には、保証の対象とすることが可能。

#### ②. 「娯楽業」

娯楽業に分類される事業のうち、風営法に規定する各種の事業については、以下のように取り扱う。

まあじゃん屋とゲームセンター営業については、保証の対象。

ぱちんこ屋とスロットマシン営業については、保証の対象外。

性風俗関連特殊営業（※2）については、保証の対象外。

（※2）「店舗型性風俗特殊営業」（風営法第2条第6項各号に掲げる営業）、「無店舗型性風俗特殊営業」（同条第7項各号に掲げる営業）、「映像送信型性風俗特殊営業」（同条第8項に規定する営業）、「店舗型電話異性紹介営業」（同条第9項に規定する営業）、「無店舗型電話異性紹介営業」（同条第10項に規定する営業）を指す。

これらのほか、娯楽業に分類される事業のうち、以下の事業については、保証の対象外。

- ・ 競輪・競馬等の競争場、競技団
- ・ 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業
- ・ 芸ぎ業

#### ③. 「その他の生活関連サービス業」

「易断所、観相業及び相場案内業（けい線業）」は、保証の対象外。

④. 「専門サービス業（他に分類されないもの）」

「興信所」であって、もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものは、保証の対象外。

⑤. 「その他の事業サービス業」

「芸ぎ周旋業」と「集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものに限る。）」は、保証の対象外。

3. その他の信用保証対象外業種（5/15以降の取扱いの変更について）

2. に掲げる業種のうち一部の業種につき、下表の通り取扱いの変更。（性風俗関連特殊営業については引き続き対象外）

（変更）△条件あり、×対象外、○対象

業種	変更前	変更後
遊興飲食店（バー、キャバレー等）	△（※1）	○（※2）
ぱちんこ屋とスロットマシン営業	×	○
競輪・競馬等の競争場、競技団	×	○
場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業	×	○
芸ぎ業	×	○
易断所、観相業及び相場案内業（けい線業）	×	○
「興信所」であって、もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの	×	○
芸ぎ周旋業	×	○
集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものに限る。）	×	○

※1 食事の提供を主目的とするものである場合。

※2 公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものは対象外。

4. 政治・経済団体等

政治・経済・文化団体、宗教法人・団体については、引き続き、保証の対象外

5. 保証の対象となる法人形態

一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人等に関しては、中小企業信用保険法に定める中小企業者ではないため、セーフティネット保証及び危機関連保証に係る認定の対象とならず、また信用保証の対象にも含まれない。

ただし、医業を主たる事業とする法人の場合は、一般社団、一般財団、社会福祉、医療法人の各法人であっても信用保証の対象に含まれる。